

受託販売素材入札案内

(11月期)

- 1 物件の展示場所 : 上川南部森林管理署 トマム森林事務所部内
- 2 物件明細書 : 入札番号 51 (1物件)
- 3 入札開始の日時 : 平成29年11月22日(水) 10:45開始 11:00締切
- 4 入札場所 : 旭川市神楽3条5丁目 上川中部森林管理署 会議室
- 5 特記事項

- ※ 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものです。
- ※ 入札物件一覧表の適用欄に「間伐材」と記された物件について、「間伐材証明」及び「間伐等由来の木質バイオマス証明」の発行が必要な場合は旭川地方原木市協同組合連合会へ申出願います。(申請期限は入札日以降、翌月末まで)
- ※ 入札は次頁の「入札規定」に基づき行います。前もってご高覧賜り、山土場で販売物件をご熟覧のうえ、奮って入札下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。
なお、北海道森林管理局ホームページ「公売情報」にも掲載されていますので、そちらも参考にして下さい。

<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/index.html>

- ※ 林道入りロゲートは施錠されておりますので、物件の熟覧、搬出の際には次のところへ問い合わせをして下さい。上川南部森林管理署 [Tel 050-3160-5750]

- ※ 物件の搬出について

1. 運材を行う場合は、事前に必ず販売委託先である旭川地方原木市協同組合連合会(不在時は上川南部森林管理署)へ連絡して下さい。また、降雨等で道路状況の悪化が懸念される場合は運材を中止願います。なお、道路状況の悪化時に運材で公道等を破損した場合は、補修を実施して頂く場合がありますのでご注意願います。
2. 土場からの搬出方法について現地確認して入札願います。また、早期搬出にご協力願います。
3. 運搬時の際にクイで桟を止めている場合は、土場にクイが放置されないようクイを抜いて寄せて頂くようお願い申し上げます。
4. 搬出により林道が破損した場合は必ず管理署に申し出て指示を受けて下さい。
5. その他の事由により搬出を停止する場合がありますのでご理解をお願いします。
6. 物件の閲覧・搬出の際に出たゴミ等は持ち帰り処理されますようお願い致します。
7. 木材の選別、積み替えは土場以外では行わないで下さい。
8. 買い受け物件は全て搬出し残材の無いようにして下さい。
9. 公道等を泥等で汚した場合は、買受者・運送委託者での対応をお願い致します。

北海道木材産業協同組合連合会

担当:旭川地方原木市協同組合連合会

旭川市永山北1条10丁目8番3号 旭川林業会館

TEL0166-46-0753 FAX0166-46-0787

アドレス a-moku-gen@ec6.technowave.ne.jp

受託販売素材 入札規定

1 入札方式

- (1) 入札は、投函入札方式とします。物件ごとに北海道木材産業協同組合連合会作成の入札書用紙に物件ごとに別葉として、入札番号（物件番号）、入札金額、入札者住所・氏名・印等所定の事項を記入し投函入札して下さい。
- (2) 郵便入札の受付は、平成29年11月21日（火）17時までに必着とします。二重封筒の表に「郵便入札」と朱書きし、配達証明をもって次のところへ郵送願います。なお、「郵便入札」の後に入札する「署名」を記入し、数署同封の場合は署名を記入した子封筒にその入札書を入れて下さい。

【宛先】〒079-8451 旭川市永山北1条10丁目8番3号 旭川林業会館
旭川地方原木市協同組合連合会 気付 北海道木材産業協同組合連合会

2 入札保証金

- (1) 免除します。ただし、落札決定後、落札者が買受けを取消したときは、落札金額に消費税を加算した金額の5%相当額を「違約金」として徴収します。
- (2) 買受け代金請求後の買受け取り消しは認めないこととします。

3 入札金額

- (1) 入札金額は100円単位とし、端数がある場合は切上げとします。
- (2) 消費税は、代金請求の際にお買上げ代金に加算しますので入札に当っては消費税を含まない1物件当りの金額で入札願います。
- (3) 有効札の最高値をもって落札とし、最高値が複数、同額のときは抽選により決定します。
- (3) 開札の結果、最低販売価格に達する札が無いときは、再入札とします。

4 入札物件

入札物件の数量、長級、径級、品等は総て明細書どおりとし、異議申立ては受入れません。

5 代金の決済

お買上げ代金の決済期限は、平成29年12月4日（月）とし、現金又は金融機関による支払保証手形とします。なお、銀行振込手数料差引決済は認めないこととします。

- (1) 支払保証手形の支払期日は、入札の日から120日（平成30年3月22日）とし、支払保証手形の額面は、年利2.50%、期間110日の金利を含めた金額とします。
- (2) 支払保証手形の支払先は、〒060-0004 札幌市中央区北1条西5丁目 北海道林業会館内 北海道木材産業協同組合連合会（会長 松原正和）とします。
- (3) お買上げ代金の納入が決済期限を遅延したときは、遅延日数1日につき、支払代金の11%（年率）を延滞金として徴収します。

6 物件の引渡

代金納入が確認された後または支払保証手形受領後とします。

7 搬出期限

平成29年12月28日（木）とします。

8 搬出延滞料

搬出期間を延期しようとする場合は、事前に連絡をすること。また、その場合は、搬出延滞料として当該延期期間1日につき、搬出延期物件に係わる販売代金の1000分の1に相当する金額を徴収します。

9 暴力団排除に関する誓約事項

入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別添）について、入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

暴力団排除に関する誓約事項(別添)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効とします。

10 入札参加資格

「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 10 年 1 月 14 日付け 9 林野政第 890 号林野庁長官通知）及び「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づき平成 24 年 4 月 1 日以降に指名停止を受け、林産物売り払いに係る競争参加資格に制限を受けている者については、その制限を受けている期間中でない者としてします。

11 その他

上記以外の事項については、北海道森林管理局長が定めた「林産物（立木・素材）の競争入札公告事項」に準拠することとします。

- 12 代金振込先銀行 北洋銀行札幌駅南口支店（普） 0132529
大地みらい信用金庫札幌支店（普） 0001352
口座名 北海道木材産業協同組合連合会

13 関係書類の閲覧場所及び問合せ先

北海道木材産業協同組合連合会（担当：吉田常務理事）

TEL011-251-0683 FAX 011-251-0684

旭川地方原木市協同組合連合会(担当：宮島・酒井)

TEL 0166-46-0753 FAX 0166-46-0787

暴力団排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

** 販売物件明細書 **

北海道森林管理局
上川南部森林管理署

公売年度	公売回数	入札番号	植番号
		5 / 29-	5-5

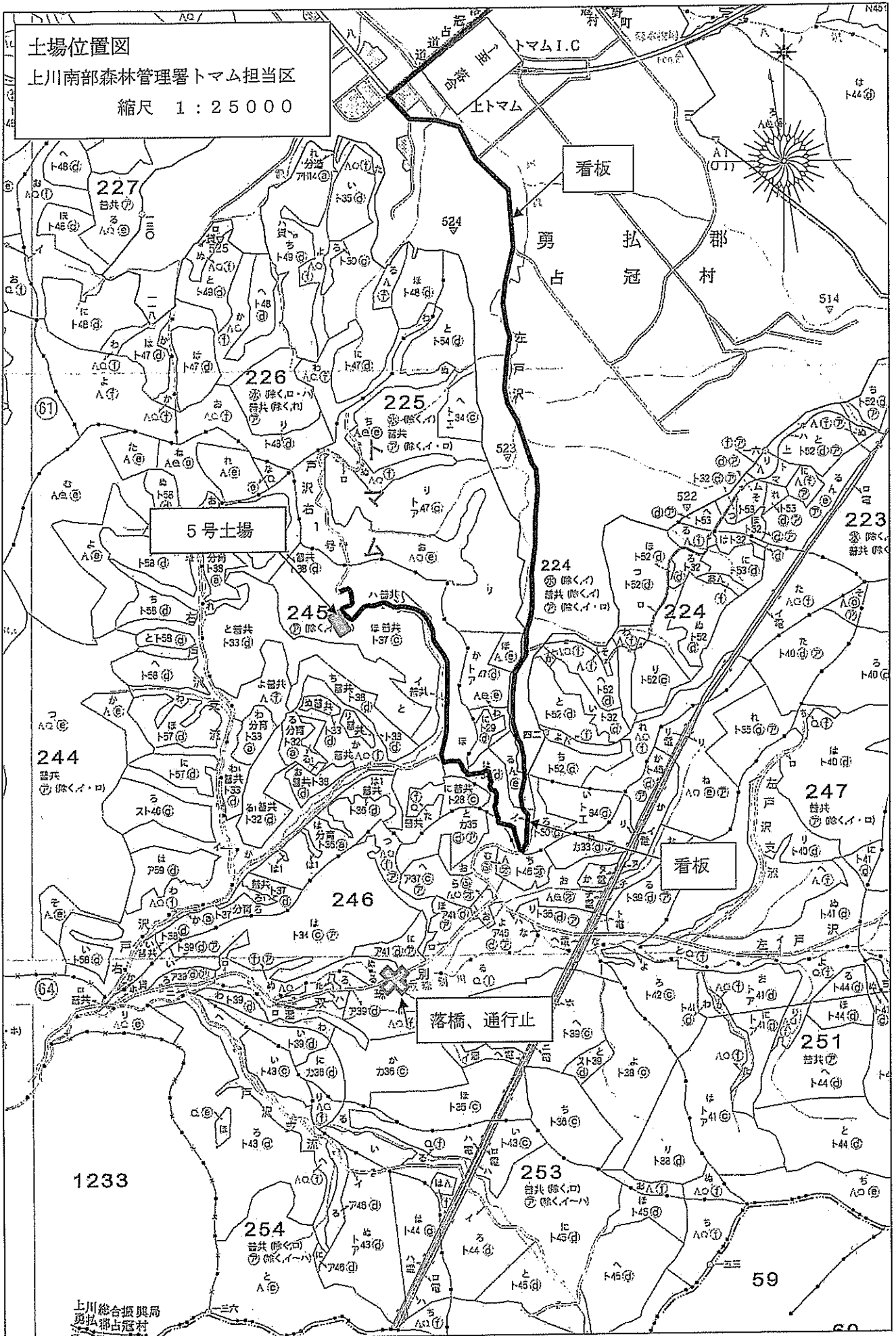
物件所在地		植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘	要
請負山元土		29- 5-5	トヤマ森林	原料材N	55	原料材	3.65	1 ~ 200	原料材	0	89.451	0.000		
						樹種			計	0	89.451	0.000		
						植			計	0	89.451	0.000		

(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

土場位置図

上川南部森林管理署トマム担当区

縮尺 1 : 25 000



5号土場桧位置図

5-5	原料材N	3.65m	6上	層積	89.451m ³
-----	------	-------	----	----	----------------------

至 林道終点

戸沢右1号林道

至 右戸沢林道

